別表第二　核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（廃止措置として行うべき事項） **第六条**　法第五十七条の四第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、使用施設等の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質等の廃棄及び第二条の十一第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。 （廃止措置実施方針に定める事項） **第六条の二**　法第五十七条の四第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。 ［一～六　略］ 七　廃止措置において廃棄する核燃料物質等の発生量の見込み及びその廃棄 ［八～十五　略］ （廃止措置計画の認可の申請） **第六条の三**　法第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 ［一～八　略］ 九　核燃料物質等の廃棄 ［十・十一　略］ 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第一号、第四号、第五号及び第八号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、第二号に掲げる書類については当該核燃料物質の使用をしていた場合を除き、添付するものとする。 一　既に核燃料物質（使用施設を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる核燃料物質及び使用施設を構成する核燃料物質を除く。第六条の五第一号において同じ。）を使用施設から取り出していることを明らかにする資料 二　既に使用施設における核燃料物質の使用が終了していることを明らかにする資料 三　［略］ 四　［略］ 五　［略］ 六　［略］ 七　［略］ 八　［略］ 九　［略］ 十　［略］ 十一　［略］ 3　［略］	（廃止措置として行うべき事項） **第六条**　法第五十七条の四第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、使用施設等の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄及び第二条の十一第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。 （廃止措置実施方針に定める事項） **第六条の二**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　廃止措置において廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄 ［八～十五　同上］ （廃止措置計画の認可の申請） **第六条の三**　［同上］ ［一～八　同上］ 九　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄 ［十・十一　同上］ 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第二号、第三号及び第六号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、添付するものとする。 ［号を加える。］ 3　一　［同上］ 二　［同上］ 三　［同上］ 四　［同上］ 五　［同上］ 六　［同上］ 七　［同上］ 八　［同上］ 九　［同上］